

小型特殊自動車をお持ちの方へ

地方税法上、小型特殊自動車は、公道を走る、走らないに関係なく毎年4月1日現在の所有者に軽自動車税(種別割)が課税されます。(工場内や田畑でしか使用しない場合でも)

そのため、下の表の規格に該当する小型特殊自動車を所有されている場合、固定資産税(償却資産)としては申告せず、軽自動車税の申告及び登録をしていただくようお願いします。(既に軽自動車税(種別割)として申告して登録されている場合は必要ありません。)

○軽自動車税(種別割)の課税対象となる小型特殊自動車の規格

(道路運送車両法施行規則第2条別表第1より抜粋)

種類	長さ	幅	高さ	最高速度	総排気量
農耕作業用自動車(乗用)	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h未滿	制限なし
上記以外の小型特殊自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15km/h以下	制限なし

農耕作業用自動車(乗用)

- ・乗用農耕トラクター
- ・乗用田植機
- ・乗用コンバイン
- ・乗用ブームスプレーヤ
- ・乗用ビートル
- ・農耕用トレーラ ※1
- ・国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車(型式認定番号「農〇〇〇〇号」のもの) など

左記以外の小型特殊自動車

- ・フォークリフト
- ・ショベルローダー
- ・タイヤショベル
- ・国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車 など

※1 令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号により、農耕用トレーラは上記にある小型特殊自動車の規格の要件を満たすものが軽自動車税(種別割)の課税対象となりました。

償却資産の申告が必要なもの

- ・最高速度35km/h以上の農耕用作業用自動車
- ・最高速度15km/hを超える産業・建設車両など

※大型特殊自動車には軽自動車税(種別割)は課税されませんが、事業用資産の場合には、固定資産税の課税対象となりますので償却資産の申告が必要になります。

どちらも
大型特殊自動車
に該当します



◆よくある質問◆

Q. 納税証明書(車検)はもらえないのですか?

A. 令和5年1月から軽自動車継続検査(車検)手続き時に検査員がオンライン※2で納付情報を確認可能になり、検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となったため、口座振替で納付された方への納税通知書の送付を行っていません。

ただし、軽自動車税の納付直後により軽JNKSに反映されていない場合や、他の市町村に引っ越した直後などの場合は、引き続き納税証明書が必要となりますので、本人確認書類(免許証など)をご持参のうえ、税務住民課窓口までお越しください。

詳細は地方税共同機構ホームページをご確認ください。

※2 軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)のこと



今月の まちからのお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から皆さんにお伝えしたい特に大切な情報です。

問=問い合わせ先 ☎=電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載

○原動機付自転車・小型特殊自動車

車種区分	総排気量または定格出力	税率(年額)
原動機付自転車	50cc以下、または、0.6kw以下	2,000円
	50cc超90cc以下、または、0.6kw超0.8w以下	2,000円
	90cc超125cc以下、または、0.8kw超	2,400円
	ミニカー(三輪以上で20cc超50cc以下)	3,700円
小型特殊自動車(農耕作業用)		2,000円
小型特殊自動車(その他)		5,900円

4月1日現在の所有者に軽自動車税(種別割)が課税されます。各種手続きをお忘れなく!

01 軽自動車などの変更手続きはお済みですか

役場で手続きが必要な場合

- 新たに小型特殊自動車を買ったとき(新規登録)
【必要なもの】新しい車両の販売証明書や車体番号が分かるもの
- 使用しない車両を処分したとき(廃車)
【必要なもの】車両につけていたナンバープレート
- 所有者・使用者を変更したとき(名義変更)
※名義変更の手続きで必要なものはありません。
※車両入れ替えの場合も、手続き(新規登録・廃車)が必要です。ナンバーを引き継いで使用することはできません。



別機関で手続きが必要な車種

- 三輪・四輪以上の軽自動車 全国軽自動車協会連合会旭川事務所 ☎050-3816-1765
- 軽二輪(125cc超250cc以下) 旭川運輸支局 ☎050-5540-2003
- 二輪の小型自動車(250cc超) 旭川地方自家用自動車協会 ☎0166-51-1221

◆よくある質問◆

Q. 年度途中で車両を廃車にしました。税金はどうなりますか?

A. 軽自動車税(種別割)は4月1日に対象となる車両を所有(使用)されている方に課税されます。年度の途中で廃車をされても使用月数に応じて課税したり、還付などはありません。

問 税務住民課
税務住民室 税務係

02

住民登録の届け出をお忘れなく

問 税務住民課
税務住民室 戸籍年金係

住民票は、住んでいる居住地の証明や選挙、年金など行政サービスのものになります。引っ越しをするときは、住民票の異動手続きを忘れずに行ってください。

●引っ越しした際の手続き

種類	届出の時期	持参するもの
転入届	住み始めてから 14 日以内 ※住み始める前に手続きはできません	・本人確認書類（運転免許証など） ※なりすましや不正な届出、請求を防ぐため、住民登録や証明書発行の際は本人確認書類の提示をお願いします。
転出届	転出する前、または、転出してから 14 日以内	・マイナンバーカードまたは住基カード ・転出証明書（転入の場合） ・委任状（代理人が手続きする場合）
転居届	町内で転居してから 14 日以内	・その他、必要に応じて印鑑や保険証、各受給者証など

●マイナンバーカードをお持ちの方が引っ越しされた場合

転入の届出をする際にマイナンバーカードを持参していなかった場合、90 日以内に継続利用の手続きが必要です。

期限を過ぎるとマイナンバーカードが失効しますのでご注意ください。

手続きできる方	持参するもの	マイナンバーカードの継続利用ができなくなる場合	手続きができず失効した場合
・本人 ・同一世帯員 ・代理人	・マイナンバーカード ・交付時に設定した暗証番号 ・来庁者の本人確認書類（同一世帯員または代理人が手続きする場合）	・転入の届出をした日から 90 日が経過している ・前住所地で届出した転出予定日から転入の届出をしないまま 30 日が経過している ・転入の届出をした日から住み始めた日から 14 日が経過している	・マイナンバーカードを返納し再交付申請をお願いします

●住民票などの交付を制限できます

DV(配偶者などからの暴力)、ストーカーおよび児童虐待などの被害者を保護する支援措置として、住民票および戸籍の附票は、被害者からの申し出により警察などの公的機関に状況確認の上、交付制限を行っています。

また、支援措置を受けている方は、加害者から離婚届などの戸籍の届書の記載事項証明書などの請求があった場合、あらかじめ申込書を提出することで、届書に記載してある住所や電話番号などを知られないようにすることができます。

03

ペットボトルごみの出し方が変わります

令和 6 年 4 月から、ペットボトルのキャップとラベルも「資源ごみ」としてリサイクルできるようになります。

これは町と株式会社 JEPLAN、愛別町外 3 町塵芥処理組合との包括連携協定によるもので、ごみの減量化や CO₂ 排出量の抑制につながります。一人ひとりがルールを守ってごみを出し、環境負荷の低減に努めましょう。

	現在	令和 6 年 4 月から
ペットボトル	資源ごみ ※キャップとラベルを取り、軽くすすぐ	資源ごみ ※キャップを取り、ラベルはついたまま軽くすすぐ
ラベル	燃えるごみ	資源ごみ ※ボトルについたまま
キャップ	燃えるごみ	資源ごみ ※透明か半透明の袋に入れて資源ごみの日に出す

問 税務住民課 税務住民室 住民環境係

04 高齢者等に証明書をお届けする 宅配サービスを実施しています

問 税務住民課 税務住民室 戸籍年金係

内容

高齢者の世帯、身体障がい者、または、要介護認定で役場窓口に出向くことが困難な方へ各種証明書を宅配します。

取扱証明書

- 住民票の写し・印鑑登録証明書
- 所得証明書・課税証明書・非課税証明書
- 所得課税証明書・納税証明書
- 固定資産評価通知書・固定資産評価証明書

宅配時間

受付翌日以降の午前 10 時から午後 3 時まで
※申請日が休日前の場合は休み明けの平日になります。

請求方法

宅配サービスの請求書は、電話で「住所」「氏名」「証明書の種類」「枚数」を役場税務住民課に申し出ます。

対象

町内に住所を有する満 75 歳以上の高齢者、身体障がい者手帳 2 級以上または要介護認定 3 以上のみの世帯

受付期間

月曜日から金曜日まで(休日、祝日を除く)
午前 9 時から午後 5 時まで

宅配手数料

無料(各証明書の発行手数料は有料です。おつりのないよう準備してください)

受取方法

- 1 役場職員がお伺いします
- 2 申請書に必要事項を記入
- 3 本人確認できるものを提示
- 4 証明書発行手数料を支払う
- 5 証明書を受け取る

各種証明書の予約

平日に役場に出向くことができない方は、平日の午前 9 時から午後 5 時までに電話で予約すると、土曜日や日曜日、祝祭日に役場で受け取ることができます。
予約ができる証明書は、宅配サービスの各種証明書と同様です。

05 マイナンバーカードの 申請から交付までお手伝いします

問 税務住民課 税務住民室 戸籍年金係

次に当てはまる方を対象に、職員がカードの手続きをお手伝いするサービスをしています。

●申込みできる方 次の全てに該当する方

- ①カードを初めて申請する方
- ②比布町に住民登録があり、次のいずれかに該当する方
 - ・75 歳以上のみの世帯で、介助があっても役場への来庁が困難な方
 - ・要介護認定 4 以上の方
 - ・身体障害者手帳 1 種 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかをお持ちの方
- ③介助が必要な場合に、介助者が同席できる方
- ④個人番号通知カードおよび住基カードを所有

している場合、申請時に返納できる方
※施設等入所者や、すでにカードの申請をしている方は対象外です。

- 訪問時間 役場開庁日の午前 10 時から正午、または、午後 1 時から 3 時まで
- 申込方法 希望日の 3 日前までに電話で予約してください。調整しますが、希望日に訪問できない場合もあります。
- 必要なもの
 - ・本人確認書類 2 点以上(免許証など顔写真付きのものであれば 1 点でも可)
 - ・個人番号通知カード(紙のもの)
 - ・住基カード(お持ちの方のみ)